

※議案名・請願名は、2・3ページをご参照ください。

概要、文化庁の文化財保護の認定を受けることの効果、認定に向けての取り組みなどの報告を受けました。

問 計画の中の保全に関する予算が毎年変わらないのはなぜか。

答 樹幹注入については効果があがると思っいるが、新たな変化への対処については、補助金を申請することに なります。基本的な部分以外で、金額の変動はありません。

問 条例を制定するなどの考えは。

答 地元の盛り上がりなどは、盛り込んであるので、条例というのは問題ないです。

問 保全のためには、関係機関を一本化して進めるべきでは。

答 認定については現状変更の許認可の問題だけです。事業管理は、保全活用協議会の

中で意見をいただいで進めていきます。今年 は、自生地に対する保全事業は防除事業として地上散布に変え実施。下草刈りは1回目を7月に終了。8〜9月に2回目を実施し、落ち葉掻きも実施していき

ます。自生地の遺伝子研究は、遺伝的にどういった形で発生するのかを分析していきます。これは今年度限りの事業です。生育実験は、

昨年も自生地周辺で30本あまりの若木を補植しました。今年度も補植していきます。

問 活用計画の冊子が300部作られ、多数手直しがあると聞いたが。

答 令和2年度補助金対象経費の中に冊子の作成費用を入れていました。議会に報告ができていなかったことを反省しています。

総務
常任委員会

請願 2件
付託案件 3件
閉会中の調査報告

請願第4号

紹介議員から、コロナ禍で地域経済が落ち込んでいいる中、所得税法第56条があるため

に、家族分の働き分が認められず、控除として認められるのは配偶者なら86万円で、それ以外の家族であれば、50万円である。また、仕事中に起こした

交通事故の休業補償について、専業主婦が1日5700円に対して、

自営業の主婦は1日2300円しか補償されない。人権を守ると

いう点において差別的な税法であるため、所得税法第56条廃止を求

める意見書の提出を求めるとの説明がありました。

問 専従者控除がある青色申告をしないのか。

答 青色申告と白色申告については、どちらも認められた申告方法ですが、その申告の仕方

で働き分が保障されないことに対して廃止を求めています。

問 青色申告をするこ

とによって経費が計上できるのでは。

答 青色申告・白色申告はともに認められている申告の方法であるのにもかかわらず、所得税法第56条によって

白色申告では働き分を認められないのです。

問 累進課税制度が基本的な要因であり、税法上の論点であるならば、国に上げるべき課題では。

答 国においてこの問題を解決していくべき

だが、各自治体から意見書を国に上げて、廃止していくことを後押しするものです。

請願人からは、このインボイス制度は、消費税課税業者との取引でない、仕入税額控除の適用を受けられないという制度です。今

国税庁ホームページの所得税法第56条に関する問題に対する論文に、50年前にできて、

社会背景上時代遅れであり、合算による租税回避の危惧をどのように課題解決していくのかとの答えが出ずに

所得税法第57条と並存しているとあります。青色申告によってカバー

できている部分と、所得税法第56条を廃止するならば、恣意的な個人分割をせず、合算

所得と比較したときの税の公平性を担保できる提案とセットであるべきだと考え、税法的

な論点から、本請願に対しては反対です。

賛成なしで不採択

までの取引を守るために、売り上げの多い少ないにかかわらず、消費税の課税業者になるか、もしくは取引から排除されてしまうかの二択を迫られます。取引先に消費税を支払ったとしても、控除が出

来ず自社の課税対象に含まれてしまう。低所得者ほど負担がかかり、

廃業に追い込まれかねません。多くの団体がこのインボイス制度に

対して不安の声を上げています。事務負担を増やし、取引排除にも

つながるインボイス制度の中止または凍結に向けた意見書を上げて

いただくようお願いいたしますと意見陳述があ

り、

請願第5号